

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> <u>その他</u> （地方消費税）		
要望項目名	都道府県農協中央会から組織変更した農協連合会のうち、事業内容等が都道府県農協中央会と同等であるものに係る税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都道府県農協中央会から組織変更した農協連合会のうち、事業内容等が都道府県農協中央会と同等であるもの</li> <li>・特例措置の内容 都道府県農協中央会から組織変更した農協連合会のうち、事業内容等が都道府県農協中央会と同等であるものに係る税制上の所要の措置</li> </ul>		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] —（—） [平年度] —（—） [改正増減収額] — <span style="float: right;">（単位：百万円）</span>		
要望理由	<p>（1）政策目的 農協法改正に伴い組織変更を行う都道府県農業協同組合中央会について、農業協同組合連合会への組織変更後、その会員である農業協同組合等が多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、農業の成長産業化に寄与する。</p> <p>（2）施策の必要性 農林水産業・地域の活力創造プラン（農林水産業・地域の活力創造本部平成26年6月24日改訂）、規制改革実施計画（平成26年6月26日閣議決定）等において、農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革を推進することとされた。 この目標を達成するため、農協等を取り巻く環境変化に応じ、農協等が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が施行された。 この法律改正により、都道府県農業協同組合中央会は、平成31年9月末までに農業協同組合連合会に組織変更することとなるが、これまでに、組織変更後の農業協同組合中央会に関して、会員からの賦課金を財源として、農協等の行う農業の成長産業化に向けた事業活動に対する相談、総合調整、意見の代表等の事業のみ行う方向で検討を進めている中央会も出てきており、このような機能を適切に発揮するためには、税制面での措置を講ずる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》農業の持続的な発展 《政策分野》力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
	政策の達成目標	組織変更後の都道府県農業協同組合中央会による適切なサポートを通じて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	3—3